

## 加藤大臣閣議後記者会見概要

(H29.12.12 (火) 10:57 ~ 11:09 省内会見室)

### 《閣議等について》

(大臣)おはようございます。閣議での発言は特にございませぬ。UHCフォーラム2017が、明日、明後日にかけて、厚生労働省、財務省、外務省のほか、世界銀行、WHOなどの関係機関との共催により開催されます。ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、いわゆるUHCは、全ての人々が生涯を通じて必要な時に基礎的な保健サービスを負担可能な費用で受けられることであります。国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」の一つにも位置づけられております。日本は、自らの経験を踏まえ、国際会議等を通じ、UHCの推進に関する国際的な議論を主導してきたところであります。本会合を開催することによって、UHCの推進について、国際社会におけるモメンタムの強化、各国政府と援助機関との連携強化、進捗状況のモニタリングなどの成果を期待しているところでございます。本会合においては、グテーレス国連事務総長、テドロスWHO事務局長、キム世銀総裁などの国際機関の代表が出席するほか、日本政府からは安倍総理と麻生副総理がご出席されます。私も、13日の開会セッションと14日の閉会セッションで、この会合の意義や成果についてスピーチをさせていただく予定であります。このような日本の国際貢献について、是非この機会に、国民の皆様にも広く周知いただければと思います。

### 《質疑》

(記者)生活保護について伺います。先日、厚生労働省は、生活保護費のうち生活扶助費の見直し案を社会保障審議会の部会で示しました。最大で1割を超える引き下げを行う内容に反対の声も多いですが、大臣のお考えをお聞かせください。

(大臣)8日の社会保障審議会生活保護基準部会において、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費水準との比較に関するデータ分析の結果、また、有子世帯の扶助・加算のデータ分析の結果が示されて、議論が行われました。このデータ分析の結果のうち、世帯類型によってプラスの影響、マイナスの影響もそれぞれあると承知しておりますけれども、審議会委員の方からも様々な意見が出ております。いずれにしても、近々、基準部会において検証結果に関する報告書を取りまとめていただく予定でありまして、それを踏まえて、平成30年度予算編成過程において、生活保護基準が最低限度の生活の保障水準として適切な水準となるよう具体的な見直し案を策定するというところであります。いずれにしても、個々の世帯類型毎の影響については丁寧に見ていきたいと思っております。

(記者)ご承知のことと思いますが、昨日曾我ひとみさんの夫のジェンキンスさんがお亡くなりになり、今朝は増元るみ子さんの母の信子さんもお亡くなりになりました。関係者が高齢化していくから、一刻の猶予もないという形でこれまで言及されていることと承知していますが、こういった訃報に接することに関してどう受け止めるか、どう考えるかという事に関してお聞かせください。

(大臣)ジェンキンスさんと増元るみ子さんのお母様の信子さんがご逝去されたことに対

しては、心からお悔やみを申し上げたいと思いますし、ご冥福をお祈りしたいと思  
います。また、御家族の皆様方に対してもお悔やみを申し上げたいと思  
います。信子さんのご存命のうちにご令嬢の増元み子さんの帰国が、またジェンキンスさんの義理  
のお母さんであった曾我ミヨシさんの帰国を果たすことができなかつたという事は本  
当に痛恨の極みです。その上で拉致問題については、一刻も猶予がないという切実な  
思いというものがより一層強まっていかれると思いますが、その思いを我々しっか  
り共有しながら、現状の中で国際社会における圧力の強化、こういったことをテコに  
しながら我々としてもあらゆる施策を駆使して、北朝鮮から拉致被害者のすべての方  
の帰国実現に向けて具体的な動きを引き出すべく全力で取り組んでいきたいと思っ  
ております。最優先であり、また最重要課題、そして政府が主体的に取り組んでいかな  
ければならないという事を、改めて肝に銘じて取り組ませて頂きたいと思  
います。

(記者)国連安保理で北朝鮮の人権状況に関する会合が開かれまして、各国から人権状況  
を非難する声が上がりがちで、とりわけ日本人拉致事件についての言及があつたと  
伝えられていますが、この点についてどのように受け取られておりますか。

(大臣)日本時間の12日の未明、我が国が議長を務める安保理で、人権状況を含む北朝  
鮮の状況に関する会合が、4年連続で開催されたところであり、この会合では拉  
致問題をはじめとする、北朝鮮の人権侵害について日本、韓国を含めて9カ国から拉  
致についての言及があつたというふうに承知しております。北朝鮮に対して、状況  
改善を求める明確なメッセージを示すことができたという会合だったと思  
いますし、今回、賛成票を入れた国が10票ということで、去年が9票でありました。この中  
で、エジプト、セネガルがそれぞれ態度が反対から棄権、棄権から賛成という変更もあ  
つたという事で、そういった意味でも国際社会における理解、またこの問題に関する強  
い姿勢というものがより一層強化されていくというふうに認識しておりますが、我々  
としても国際社会と連携を強化しながら、そういったことを後ろ盾にしながら、また  
国内における国民の皆さんの強い思いを後ろ盾に、一日も早いすべての拉致被害者の  
帰国に向けて政府が主体となって全力で取り組みたいと思っております。

(記者)臓器移植についてお伺いします。海外渡航の臓器移植についてですが、国内で受  
けた場合と同様の範囲の費用について、健康保険から海外療養費として支給する  
ということ厚生労働省で検討しているものと承知しております。それについては患  
者から歓迎する声がある一方で、臓器移植は自国内でまかなうという国際的な潮流  
とそぐわないのではないかという意見もあります。それについて大臣の御所見を  
お伺いしたいのと、今後保険者への通知などをどのようなスケジュール感で手続  
を進めて、どのくらいの時期に実施に移したいとお考えでしょうか。この件につ  
きましては、当事者は切実な問題だと思っておりますので、その点お伺いできればと思  
います。

(大臣)臓器移植については、国内の体制の下で実施するということが基本でありまして、  
これが何ら変わるものではありませんし、そのために国民の皆様への普及や啓発、あ  
るいは医療機関の体制整備に努めてきております。今回、医療保険の加入者が海外で  
治療を受けた場合の海外療養費が、保険者が「やむを得ないと認める場合」に支給で  
きるという制度があります。その制度において、「やむを得ない場合」の基準を臓器

移植に関して明確化してはどうかということで検討しているところであります。この基準の中では、国内での臓器移植の待機状況を考慮すると海外で移植を受けない限りは生命の維持が不可能となる恐れが高い患者に限定するとともに、また臓器売買に繋がらないように海外で公的な待機者リストに掲載することを条件とし、治療状況が共有可能な海外の受入施設において臓器移植を受けた場合ということでもあります。また、支給する医療費も国内で同様の治療を受けた場合に支給される医療費に限って支給するといった線で考えているところでございます。具体的なタイミングは検討中でありますから、検討が済み次第、速やかに変更したことを通知をしていきたいと思っております。早ければ今月内にも通知を发出できればと思って作業をしているところでございます。

(記者) B型肝炎の訴訟についてお伺いします。昨日、福岡地裁で除斥期間の起算点を再発時に置くというような判決が出まして、国の主張が退けられた形で賠償命令が出ているような内容になっておりますけれども、これについての大臣の受け止めをお伺いしたいのと、控訴するかどうかも含めて今後の判断についてお伺いします。

(大臣) まずは、昨日の福岡地裁の判決について、除斥に関しての議論ということでありまして、それについて判決が出されたわけでありまして、国の主張が認められなかったものでありますけれども、現在その内容については精査を進めてさせていただき、今後の対応については、関係省庁と協議した上で内容を見ていきたいと考えております。

(記者) 同様の症状の方、同様の訴えをしている方が、他にも80人くらいいるというデータがあります。B型肝炎の集団予防接種の被害者のほとんどの方が未提訴で、救済の手続きすら始まっていない方が多いですが、そういう中で新たな司法の判断が出たということに関して重く受け止めていらっしゃるのでしょうか。

(大臣) いずれにしても、先ほど申し上げたように、判決の内容あるいは医学界における様々なご見解もあると思っております。そういったものも踏まえながら、対応を考えさせていただきたいと思っております。

(了)